

「保護預り約款」新旧対照表

(変更部分には下線を引く。)

現行約款	変更約款
<p>第2条(保護預り証券) 当社は、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款および「株券等の保管及び振替に関する法律」(以下「保振法」といいます。平成21年6月8日までの範囲内において政令で定める日から廃止されます。)その他の法令または保振法第5条の規定に基づく株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の業務規程(「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「決済合理化法」といいます。)施行の日から一般振替機関の監督に関する命令第6条第2項第1号に基づく兼業業務に関する業務規程)および業務規程施行規則その他の機構が定める規則の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないこともございます。</p> <p>2 当社は、前項のほか、お預りした証券が機構の行う振替決済以外の振替決済にかかるものであるときは金融商品取引所および決済会社が定めるところによりお預りします。</p> <p>第3条(保護預り証券の保管方法および保管場所) 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <p>(1) <u>機構が行う証券保管振替制度(以下「保振制度」といいます。)</u>の振替決済、<u>機構が行う保振制度以外の振替決済および前条第2項に規定する振替決済にかかる保護預り証券以外の保護預り証券</u>については、当社が指定する保管機関において安全間実に保管します。</p> <p>(2) <u>機構が行う保振制度の振替決済および機構が行う保振制度以外の振替決済にかかる保護預り証券</u>については、特にお申し出のない限り機構で混蔵して保管します。この場合、<u>機構においては、預託された株券、共同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券および投資証券、株価指数連動型投資信託受益証券、不動産投資信託証券等(以下「株券等」といいます。)</u>を所定の時期に機構名義に書換えて保管します。</p> <p>(3) (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(追 加)</u></p> <p>(4) <u>保護預り証券のうち第2号による保管は、大券をもって行うことがございます。また、第2号による保管株券等については、機構が発行者に対して法律に定める不所持の申</u></p>	<p>第2条(保護預り証券) 当社は、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないこともございます。</p> <p>2 当社は、前項のほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは金融商品取引所および決済会社が定めるところによりお預りします。</p> <p>第3条(保護預り証券の保管方法および保管場所) 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <p>(1) 保護預り証券については、当社が指定する保管機関において安全間実に保管します。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p>(2) (現行(3)と同じ)</p> <p>(3) <u>保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申し出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することがあります。</u></p> <p>(4) <u>前号による保管は、大券をもって行うことがございます。</u></p>

し出をすることがございます。

第4条（混蔵保管等に関する同意事項）

前条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につき同意いただいたものとして取扱います。

（第1項省略）

2 前条2号の規定により機構が混蔵して保管する証券については、前項のほか次の事項にご同意いただいたものとして取扱います。

- (1) 当社の顧客口座簿に預託株数等の数量が記載されたときに、機構に預託されたものとみなされ、お客様は、当該顧客口座簿に記載された預託株数等の数量に応じた証券の占有者とみなされること。
- (2) 機構が機構名義の預託株券等につき発行者に対し、法律で定める不所持の申し出をした場合には、当該株券等は機構に預託されたものとみなされること。
- (3) 当社は、株主、優先出資者おとび投資主（以下「株主等」といいます。）に対する剰余金配当等諸権利の割当基準日（以下「権利確定日」といいます。）等の一定の日には株券等の預託を受けないこと。
- (4) 保振制度の振替決済にかかる株券等で法律により外国人、外国法人等の名義書換の制限が行われている発行者の預託株券等については、お客様が外国人、外国法人等である場合、権利確定日等の前にお客様から当該株券等の返還のご請求があったものとして取扱い、当社はこれに基づいて機構から当該株券等の返還を受ける場合があること。
- (5) 預託証券の株式、共同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資及び投資口（以下「株式等」といいます。）について取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の取得、株式等の併合若しくは分割、株式無償割当て、発行者の合併、株式交換若しくは株式移転による株式等の交付等または株主等に募集株式等の割当てを受ける権利を与えてする株式等の交付等があった場合には、新たに当該株式等が交付等されたときに株券等が機構に預託されたものとみなされること。
- (6) 預託証券の株式等について併合・減資若しくは商号変更等株券等を発行者へ提供することが必要な場合は、預託株券等の返還のご請求があったものとして取扱うこと。
- (7) 預託株券の発行者が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本金の額の減少を行ったとき、当該発行者が破産手続開始の決定を受けたとき、または当該発行者が清算終了の登記を行った場合は、機構が、当該株式の取扱いを廃止し、あらかじめ機構が定める日までにお客様から返還のご請求がない限り、機構の定める規則に従って当該預託株券を破棄すること。

第4条（混蔵保管等に関する同意事項）

前条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につき同意いただいたものとして取扱います。

（第1項現行と同じ）

（第2項 削除）

第5条（当社への届出事項）
（第1項省略）

（追加）

第6条（保護預り証券の口座処理）

保護預りとしてお預りする証券は、すべて同一口座でお預りします。

- 2 機構が行う保振制度の振替決済にかかる証券、機構が行う保振制度以外の振替決済にかかる証券または金融商品取引所若しくは決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、または他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

第8条（実質株主等の通知等にかかる処理）

保振制度により株券等をお預りした場合には、発行者に対するお客様の権利は、保振法および機構の定める方法により、次のとおり取扱います。

- (1) 当社は権利確定日までに、お客様のお申し出による住所、氏名、その他機構が定める事項を書面により発行者に届け出ます。
- (2) 当社は、権利確定日における実質株主等の住所および数量その他機構が定める事項を機構に報告するとともに、機構はこれを実質株主等として発行者に通知します。
- (3) 発行者は、実質株主等の通知に基づき実質株主名簿等を作成します。実質株主名簿等の記載は、株主名簿、優先出資者名簿および投資主名簿の記載と同一の効力を有します。
- (4) 第1号により届け出た住所、氏名等に変更が生じた場合は当社が定める方法により、お申し出をいただき、当社はこれを発行者に通知いたします。
- (5) 当社は、お客様から特にお申し出のない限り、機構の定める一定の日における預託株券等にかかるお客様のお申し出による住所、氏名および数量を機構を経由して発行者に通知することがあります。
- (6) お客様が機構への預託株式等を当社から他の参加者へまたは他の参加者から当社へ預け替えをした場合は、発行者に対する株主

第5条（当社への届出事項）
（第1項現行と同じ）

- 2 お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下第23条を除き「株券等」といいます。）に係るま名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「外国人登録証明書」等の書類をご提出願うことがあります。

第6条（保護預り証券の口座処理）

保護預りとしてお預りする証券は、すべて同一口座でお預りします。

- 2 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、または他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

（削除）

等としての継続性は失われます。

第9条（お客様への連絡事項）
（省略）

第10条（単元未満株式の買取請求等の代行等）

当社は、ご依頼があるときは単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。

2 機構に預託されている単元未満株式の買取請求については、すべて機構を経由して機構が発行者にその手続きを行うものとし、この場合、機構が発行者に対し買取請求書を提出した日に買取請求の効力が生じます。

3 前項の場合は、所定の手数料をいただきます。

4 当社は、第8条に掲げる方法による権利確定以外の方法による名義書換えは取扱いません。

（追加）

第11条（保護預り証券の返還）

保護預り証券の返還については、機構を通じて他の参加者へ振替出庫にて行います。保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。

2 機構に保管されている株券等について、権利確定日等一定の日は、振替出庫のご請求に応じられないことがございます。

3 機構に保管されている単元未満株券については、発行者が単元未満株券を発行しないことを定款において定めている場合には、返還のご請求には応じられません。

4 当社が保護預りしている株券等の発行者が債務超過の場合において、株式の全部を零にする資本金の額の減少を行ったとき、または当該発行会社が清算終了の登記を行った場合は、当社があらかじめ周知のうえ定めた期日までに返還の請求がない株券等は、機構の定める規則に準じて当該株券等を破棄（保護預り残高の抹消、株券等の破棄）いたします。

第15条（解約）
（第1項～第4項 省略）

（第5項 追加）

(5) やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合

第8条（お客様への連絡事項）
（現行と同じ）

第9条（単元未満株式の買取請求等の代行等）

当社は、ご依頼があるときは単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。

2 （第2項 削除）

2 前項の場合は、所定の手数料をいただきます。

4 （第4項 削除）

第10条（償還金の代理受領）

保護預り証券の償還金（混蔵保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

第11条（保護預り証券の返還）

保護預り証券の返還については、機構を通じて他の参加者へ振替出庫にて行います。保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。

（第2項以降 削除）

第15条（解約）
（第1項～第4項 現行と同じ）

(5) F X取引口座を解約することとなったとき

(6) やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合

第20条（特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例

<p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p> <p>第 <u>20</u> 条（振替法の施行に向けた手続き等に関する同意） （第 1 項～第 6 項 省略）</p> <p>(7) 当社が第 4 号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた <u>第 8 条</u> の実質株主等の通知等にかかる処理を利用すること。</p> <p style="text-align: right;">（平成 <u>20</u> 年 <u>11</u> 月現在）</p>	<p><u>投資信託受益権（既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第 1 号から第 5 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>(1) <u>社振法附則第 32 条において準用する同法附則第 14 条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等（受益証券の提出など）を投資信託委託会社が代理して行うこと</u></p> <p>(2) <u>前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当社に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること</u></p> <p>(3) <u>移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと</u></p> <p>(4) <u>振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること</u></p> <p>(5) <u>社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権について、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により処理すること</u></p> <p>第 <u>21</u> 条（振替法の施行に向けた手続き等に関する同意） （第 1 項～第 6 項 省略）</p> <p>(7) 当社が第 4 号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた実質株主等の通知等にかかる処理を利用すること。</p> <p style="text-align: right;">（平成 <u>22</u> 年 <u>7</u> 月現在）</p>
--	---

以上